

法務局における自筆証書遺言書保管制度が始まりました。

2020年（令和2年）7月10日施行の「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により、自筆証書遺言の保管を法務局へ申請できる制度が開始されました。

この制度を利用することにより、今まで必要であった家庭裁判所による検認の手続きが不要となるほか、自宅保管によるリスク（紛失、改ざん、隠ぺい）を失くすことができます。

申請の手続きは以下となります。

1. 自筆証書遺言の作成

本制度で保管の対象となる遺言は、「自筆証書遺言」となります。



2. 保管をする法務局に出向き、申請

保管申請をする法務局は、申請者（遺言者）の住所地、本籍地、または所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局となり、事前予約が必要となります。また、保管申請については、1件3,900円の手数料がかかります。

最後に、申請の際に注意すべきことがあります。それは、自筆証書遺言の内容については法務局に相談することはできないという点です。作成した自筆証書遺言に不備があると、使用することができません。

当事務所ではお客様のご要望に合わせた相続税の相談を行っています。遺言書の作成、生前対策などご相談される方が納得頂ける選択ができるよう、サポートとアドバイスを行っています。お気軽にご相談ください。